暖房器具の火災に注意!!



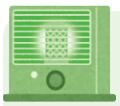
寒くなる時期を迎え、ストーブやヒーターなど暖房器具の使用を始める方が増えています。令和7年中のストーブによる火災は全国で1,039件発生し前年よりも増加しています。皆さんは使用前の点検や、使用中の注意点はご存知ですか？

暖房器具からの火災を防ぎ、安全に使用するため、注意点などをみんなで振り返りましょう！

★　適切な取扱い方法の確認　★



① 暖房シーズン前には、取扱説明書に従って点検を行いましょう。
② 石油ストーブ等に燃料を給油するときは、必ず消火してから行いましょう。
③ 誤った燃料を給油しないように、燃料の確認をしましょう。
④ カートリッジタンク式のものは、給油後、タンクのふたを確実に締めましょう。
⑤ 電気ストーブやファンヒーターを使わないときは電源プラグを抜きましょう。
⑥ 使用前に電気コードやガスホースなどに傷みが無いか確認しましょう。
⑦ 就寝時及び外出時はストーブを消しましょう。
⑧ 異常を感じた場合は、すぐに使用を中止し、製造元や販売元に相談しましょう。
⑨ 暖房シーズン後には、取扱説明書に従って清掃・整備を行いましょう。



★　周囲の状況の確認　★

① ストーブの近くに布団･座布団や衣類など燃えやすいものを置かないようにしましょう。
② ストーブの周囲や上方に洗濯物を干さないようにしましょう。
③ ストーブがカーテンなどに接触しないようにしましょう。
④ ストーブの近くでヘアスプレーなどのエアゾール缶の使用や放置はやめましょう。



★　灯油などの燃料の保管　★

① 灯油用の容器は金属製のもの、又はポリエチレン製で「型式試験確認済証」又は「推奨マーク」が貼付されているものを使用し、必ず栓をしっかり締めて密閉しましょう。
② 灯油などの燃料は火気を使う場所から遠ざけ、直射日光を避けた冷暗所に保管しましょう。
③ 地震時に容器が転倒したり、落下物によって容器が破損するような場所での保管はやめましょう。



住宅用火災警報器は皆さんの住宅に設置されていますか？
火災が発生した際、命や財産守るために知らせてくれる機器です。
寝室と寝室がある階の階段上部に設置が義務となっています。
住宅用火災警報器の設置がない、設置したいが購入、取り付け方法が分からない、持っているが自分で取り付けできない、設置されているが古くてちゃんと作動しているか分からないなど、相談も受け付けていますのでお近くの消防署へお気軽にご連絡下さい。

石川消防署平田分署　☎55-2213　FAX:94-2079

後期高齢者医療保険「医療費のお知らせ」について



「医療費のお知らせ」とは

後期高齢者医療広域連合では、皆様の医療費や健康に関する理解を深めていただくため、受診された医療機関からの請求書に基づき、年１回「医療費のお知らせ」を作成し、送付しています。

○対　　象

令和8年1月～10月の間に保険診療を受けた福島県後期高齢者医療広域連合の被保険者

○内　　容

受診年月、医療機関等名称、診療区分、医療費（10割）総額、自己負担相当額など

※請求の関係により、対象期間内に受診していても記載されない場合があります。

○通知時期

令和9年1月下旬から順次発送

◆医療費のお知らせを受け取ったことによって発生する手続きはありません。
◆医療費のお知らせは、原則再発行しません。
◆県内全域に順次発送する関係上、個別の発送には応じておりません。
◆亡くなられた方の「医療費のお知らせ」が必要な場合は、令和9年1月下旬以降に、窓口で発行申請の手続きをしてください。

受診年	令和8年										令和8年		令和9年									
受診月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
通知対象期間	令和8年1月～10月分										令和8年11月～令和9年10月分											
発送時期	令和9年1月下旬から順次発送										令和10年1月下旬から順次発送											

※令和8年分として通知する診療月は、令和8年1月～令和8年10月となります。

確定申告等に令和8年分以降の医療費のお知らせを使用する予定がある場合は、当年11月・12月分が記載されないため、ご自身で領収書を準備いただく必要があります。

マイナンバーカードの健康保険証利用により、マイナポータルで医療費のお知らせの情報を取得でき、令和9年2月中旬には令和8年12月診療分までの情報が閲覧可能です。

医療費のお知らせに関するお問い合わせは、コールセンターまでお願いします。
※11・12月分の発行については、一切お受けできません。



○問い合わせ先

後期高齢者医療保険医療費のお知らせコールセンター
TEL 0120－296－338
受付日時：令和9年1月15日（金）から3月19日（金）まで
（土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）